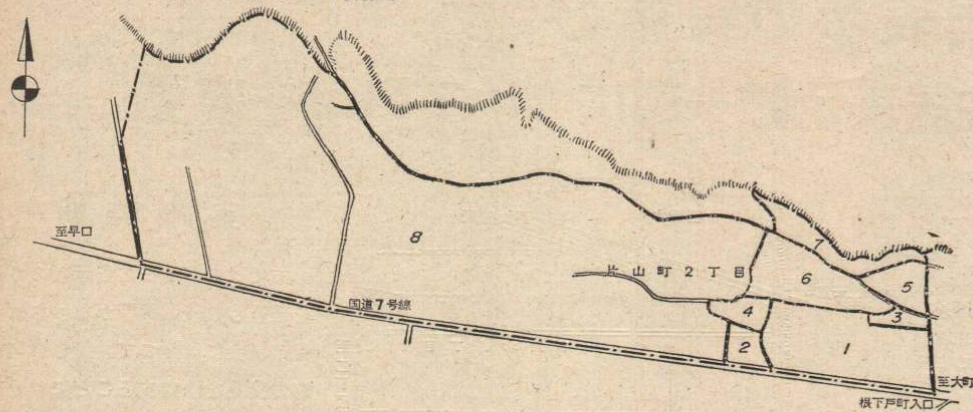
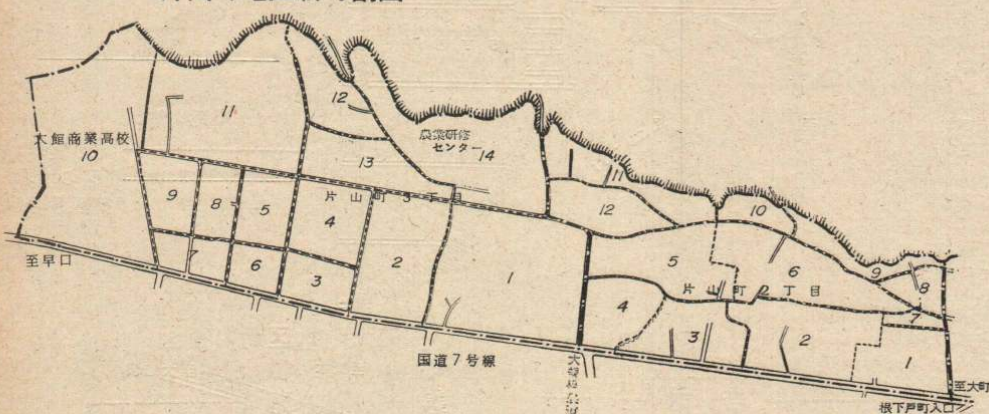


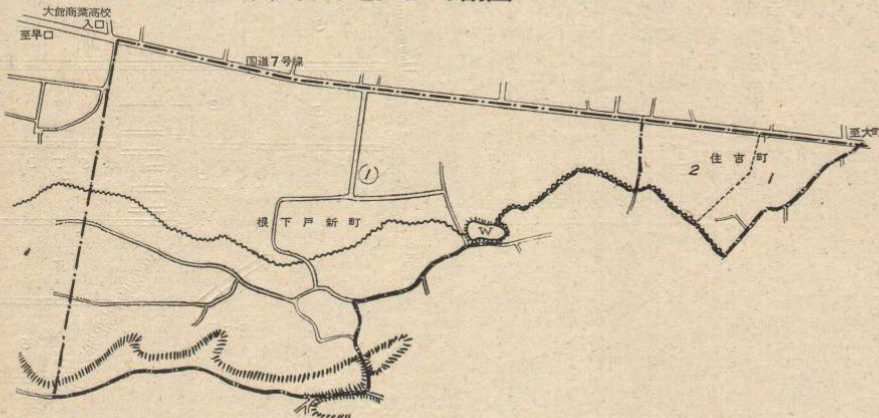
片山町地区旧町割図



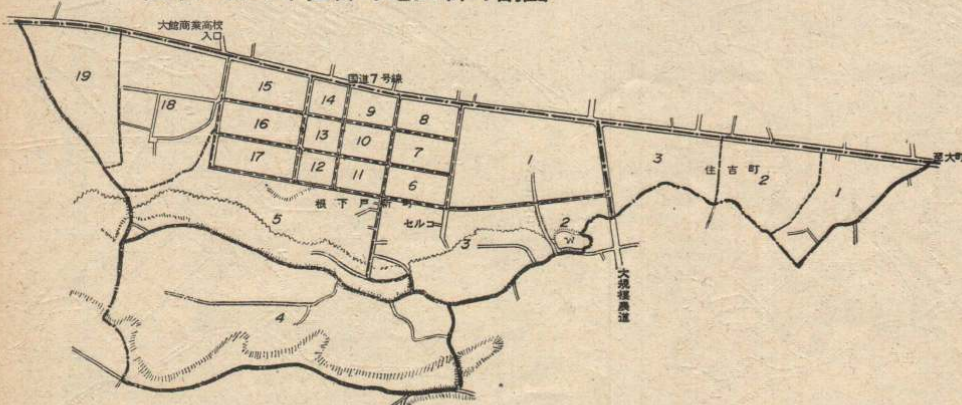
片山町地区新町割図



根下戸新町、住吉町地区旧町割図



根下戸新町、住吉町地区新町割図



実施後の手続き

1, 10月1日に実施されますと、市では変更になる世帯に、その旨を通知し住民票、選挙人名簿、印鑑登録票など市民に対して行政上、おおよきに備える簿冊をすみやかに更正します。

これにともなって、市民の皆さんにも、その区域について住居を表わす場合は、市でつけた住居の表示を使用することが義務づけられております。

このため、変更になる世帯には、親戚、取引先、友人、知人などに出していただく、無料ハガキを配付します。

2, 新しい住居表示が実施されますと、不動産等の住所の表示変更登記が必要となりますが、この場合の登録税は市で発行する「証明書」によって免除となりますので、必要となったときは、市民課へ申し出てください。

3, 住居表示の実施地域の建物には「住居表示板」を取付けることになりますが、この表示板は市で配布しますので、門柱や玄関のうえ等、歩行者から見やすいところに取付けてください。

なお、寸法は縦が6cm、横が12cmのアルミ板です。

これとは別に、各街区の角附近には縦6.6cm、横12cmの「街区表示板」を取付けます。

これによって、何々町の何街区の何号の建物であるかがわかるわけで、郵便の集配や人の訪問など、この街区表示板(町の名称も入っている)および住居表示板をたよって行なわれますので、必ず取付けてください。

4, 住居表示を実施後、その実施地域内で建物の新築、改築、増築、移転などがあつたときは住居番号の変更になる場合がありますので、このような場合は届け出が必要です。

市では、この届け出を建築確認申請を提出するとき一緒に提出するようにしておりますので必ず届け出をしてください。この書類によって現地調査を行ない、新しい住居番号をつけて該当者へ通知します。

※不明な点は、市役所市民課記録係の住居表示担当へお問合せください。